



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

○大和高田市児童医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則……(保険医療課)……8

### 訓令

○大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱……(保育課)……14

○大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱……( )……15

### 告示

○平成25年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表……(財政課)……16

○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……(人事課)……23

○公示送達……(収納対策室)……24

○公示送達……( )……24

○公示送達……( )……24

○違反広告物の保管……(都市計画課)……25

○引取りのない自転車等の処分……(生活安全課)……25

○職権による消除……(市民課)……25

○職権による消除……( )……26

○公共下水道供用及び処理開始の縦覧……(下水道課)……26

○公示送達……(収納対策室)……26

○公示送達……( )……27

○放置自転車等の移動・保管……(生活安全課)……27

○公示送達……(介護保険課)……28

○公示送達……( )……28

### 公告

○市営住宅(磯野)3号棟給水設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室)……28

○給配水管移設替工事(DG01)に関する条件付き一般競争入札公告……( )……31

○敷枝築山地内管渠工事(12)・給配水管移設工事(G12)に関する条件付き一般競争入札公告……( )……33

○高6枝田井新町地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)に関する条件付き一般競争入札公告……( )……36

○大和高田市立保育所・こども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……(保育課)……38

○農用地利用集積計画の縦覧……(産業振興課)……43

○子ども・子育て支援事業計画策定業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……(保育課)……43

○大和高田市営斎場葬祭場改修修理に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室)……47

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(昭和町第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	50
○配水管布設替工事(吉井第4工区)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	52
○無停電電源装置取替工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	55
○陵西配水場高圧気中開閉器取替工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	57
○自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	59
○浮孔保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	61
○みどり保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	63
○自動車臨時運行許可番号標の無効	(市民課)	66
○自動車臨時運行許可番号標の無効	( 〃 )	66
<b>教育委員会</b>		
○大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱	(教育総務課)	66
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	67
○選挙管理委員会の招集	( 〃 )	68
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会11月定例委員会の招集	(農業委員会)	68
<b>公営企業</b>		
○指定給水装置工事事業者の指定	(水道工務課)	68

規則

規則第45号

大和高田市児童医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市児童医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市児童医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

児童医療受給者台帳

Table with columns for child information: 児, 年齢, 福祉管理番号, 受給者番号, 個人番号, 世帯番号, 世帯識別, 異動年月日, カナ氏名, 生年月日, 異動事由, 氏名, 性別, 異動理由, 住所, 届出年月日, 電話番号, 管轄, 大和高田市

Table with sections: 交付情報 (申請制度, 入院有効期間, 認定制度, 通院有効期間), 資格情報 (申請年月日, 申請事由, 取得年月日, 取得理由, 却下年月日, 却下理由, 喪失年月日, 喪失事由, 喪失理由)

Table with section: 資格履歴情報 (受給者番号, 状態, 制度, 入院有効期間自, 入院有効期間至, 通院有効期間自, 通院有効期間至)

Table with sections: 保険情報 (保険者, 保険種別, 記号番号, 付加給付, 保険取得年月日, 被保険者名, 続柄, 保険喪失年月日), 保険履歴情報 (保険者番号, 保険者名, 記号番号, 取得年月日, 喪失年月日)

Table with section: 保護者情報 (個人番号, 世帯番号, 世帯識別, カナ氏名, 生年月日, 氏名, 性別)

住所			
続柄			
口座情報			
金融機関		支店	
口座種別		口座番号	口座名義人
備考情報			

(大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「医療費受給資格証交付申請書」を「乳幼児医療費受給資格者証交付申請書」に改める。

第7条第1項中「医療費受給資格等異動届出書」を「受給資格等異動届出書」に改める。

様式第1号、様式第6号及び様式第9号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第7条関係)

乳幼児医療費受給資格者証交付申請書 受給資格等異動届出書

対象者	フリガナ	住所
	氏名	
	男・女	
	生年月日	
① 対象者を主として養育している者	氏名	住所
	対象者との続柄	

所得状況	対象者を主として養育している者		
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数)	人( 人)		
③ 所得額	円		
④ 控除内訳	雑損控除	円	
	医療費控除	円	
	児童手当法施行令第3条第1項による控除	円	
	小規模企業共済等掛金	円	
	障害者控除	障 人 特障 人	円 円
	寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	寡婦(夫) 寡特・勤	円
※ 控除後の所得額	円		

加入医療保険	被保険者氏名			対象者との続柄		住所	
	⑤ 保険種別	国(市村・退・組) 健(政・組・日)船・共	本人 家族	被保険者証の 記号番号			
	保険者番号 及び名称						

⑥ 交付申請事由	1 出生 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため 4 その他( ) (交付事由発生年月日)																								
※ 審査	認定 (本則・特例) ・ 却下																								
上記のとおり届出します。 異動事由(資格取得・保険変更・住所変更・証再交付・資格喪失( )・その他( )) 年 月 日 申請者 住所 大和高田市長 様 氏名 印																									
申請に当たり、受給者及び扶養義務者の所得、健康保険の情報を当局に照会することに同意します。 様式第6号(第5条の2関係)																									
届出日 年 月 日 申請者氏名 印																									
福祉医療費受給資格証更新申請書																									
福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。</li> <li>・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。</li> <li>・療養の給付に係る一部負担金について、高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容</li> </ul>																									
(ア) 被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。 (イ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。 (ウ) 上記について、医療機関等が市長に提出すること。																									
記																									
変更(有・無)																									
① 現届出 保険	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">受給者名</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>被保険者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>記号・番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保険者名</td> <td></td> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>	受給者名				被保険者名				記号・番号				保険者名		コード									
受給者名																									
被保険者名																									
記号・番号																									
保険者名		コード																							
変更(有・無)																									
② 現届出 口座	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">金融機関名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	金融機関名				支店名	口座番号			口座名義人															
金融機関名																									
支店名	口座番号																								
口座名義人																									
①、②の内容と変更がある場合は③、④に記入してください。 ※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入をお願いします。																									
③ 加入 保険	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">被保険者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>記号・番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保険加入日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> <td style="width:20%;">加入</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>保険者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保険者番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	被保険者名				記号・番号				保険加入日	年 月 日	加入		保険者名				保険者番号							
被保険者名																									
記号・番号																									
保険加入日	年 月 日	加入																							
保険者名																									
保険者番号																									
④ 振込 口座	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">金融機関名</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">コード</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td></td> <td>コード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>口座番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td colspan="5">(フリガナ)</td> </tr> </table>	金融機関名		コード				支店名		コード				科目	口座番号					口座名義人	(フリガナ)				
金融機関名		コード																							
支店名		コード																							
科目	口座番号																								
口座名義人	(フリガナ)																								

(ゆうちょ銀行への振込は振込専用番号を記入してください。)  
様式第9号(第8条関係)

乳幼児医療受給者台帳

乳	年齢	福祉管理番号		
受給者番号	個人番号	世帯番号	世帯識別	
異動年月日	カナ氏名	生年月日		
異動事由	氏名	性別		
異動理由	住所			
届出年月日	電話番号	管轄	大和高田市	

交付情報			
申請制度		入院有効期間	
認定制度		通院有効期間	
資格情報			
申請年月日		申請事由	
取得年月日		取得理由	
却下年月日		却下理由	
喪失年月日		喪失事由	
		喪失理由	

資格履歴情報						
受給者番号	状態	制度	入院有効期間自	入院有効期間至	通院有効期間自	通院有効期間至

保険情報						
保険者				保険種別		
記号番号		付加給付		保険取得年月日		
被保険者名		続柄		保険喪失年月日		
保険履歴情報						
保険者番号	保険者名	記号番号	取得年月日	喪失年月日		

保護者情報					
個人番号		世帯番号		世帯識別	
カナ氏名		生年月日			
氏名		性別			
住所					
続柄					

口座情報				
金融機関		支店		
口座種別		口座番号		口座名義人

備考情報				

(大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)  
第3条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成8年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「医療費受給資格証交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書」に改める。

第8条第1項中「医療費受給資格等異動届出書」を「受給資格等異動届出書」に改める。

様式第1号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書 受給資格等異動届出書

	フリガナ 氏名	続柄	住所	③加入医療保険			※審査
				保険種別	保険者番号及び名称	被保険者氏名	
対象者	①申請者 生年月日	男・女					認定・却下
	②18歳未満の児童 生年月日	男・女					認定・却下
	生年月日	男・女					認定・却下

所得状況		④申請者		⑤扶養義務者	
氏名					
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	人	人	人
〔うち⑦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族〕		(うち⑦) 人	(うち⑦) 人	(うち⑦) 人	(うち⑦) 人
〔⑧特定扶養親族〕		(うち⑧) 人	(うち⑧) 人	(うち⑧) 人	(うち⑧) 人
⑦ ⑥以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人	人	人	人
⑧ 所得額		円	円	円	円
⑨ 金品等の金額		円	円	円	円
⑩ 控除内訳	障害者控除	障 特障 人 人 円			
	寡婦(夫)・寡婦の特別(申請者が母の場合には控除しない。）・勤労学生	寡 寡特 勤 円	寡 寡特 勤 円	寡 寡特 勤 円	寡 寡特 勤 円
	雑損控除	円	円	円	円
	医療費控除	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円
	肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	円
※ 控除後の所得額		円	円	円	円

⑪ 交付申請事由 該当する番号を○で囲んでください(1については( )内の記号)	1 18歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子及び男子 (ア死亡イ離婚ウ生死不明エ遺棄オ未婚カ拘禁キその他( ))
	2 1に掲げる者に現に扶養されている18歳未満の児童
	3 父母のいない18歳未満の児童
	4 2の児童を養育している配偶者のいない女子及び男子又は婚姻をしたことのない女子及び男子
上記のとおり届出します。	
異動事由(資格取得・保険変更・住所変更・証再交付・資格喪失( )・その他( ))	
年 月 日	申請者 住所

大和高田市長 様	氏名	印
----------	----	---

養育費(有(金額 円)・無)

申請に当たり、受給者及び扶養義務者の所得、健康保険の情報を当局に照会することに同意します。

様式第6号(第6条関係)

届出日 年 月 日

申請者氏名 印

福祉医療費受給資格証更新申請書

福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。
- ・療養の給付に係る一部負担金について、高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容

(ア) 被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。

(イ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。

(ウ) 上記について、医療機関等が市長に提出すること。

記

変更(有・無)

① 現届 出保 険	受給者名					
	被保険者名					
	記号・番号					
	保険者名		コード			

変更(有・無)

② 現届 出口 座	金融機関名					
	支店名		口座番号			
	口座名義人					

①、②の内容と変更がある場合は③、④に記入してください。

※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入をお願いします。

③ 加入 保 険	被保険者名					
	記号・番号					
	保険加入日		年	月	日	加入
	保険者名					
	保険者番号					

④ 振込 口 座	金融機関名		コード				
	支店名		コード				
	科目		口座番号				
	口座名義人	(フリガナ)					

(ゆうちょ銀行への振込は振込専用番号を記入してください。)

様式第7号(第8条の2関係)

様

第 号  
年 月 日

受給資格登録停止通知書

大和高田市長 印

現在認定され受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別	ひとり親家庭医療		
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

様式第9号(第9条関係)

ひとり親家庭等医療受給者台帳

ひとり	年齢		福祉管理番号		
受給者番号	個人番号		世帯番号		世帯識別
異動年月日	カナ氏名				生年月日
異動事由	氏名				性別
異動理由	住所				
届出年月日	電話番号		管轄		大和高田市

交付情報

申請制度		有効期間	
認定制度		通院有効期間	
資格情報			
申請年月日		申請事由	
取得年月日		取得理由	
却下年月日		却下理由	
喪失年月日		喪失事由	
		喪失理由	

資格履歴情報

受給者番号	状態	制度	有効期間自	有効期間至	通院有効期間自	通院有効期間至

保険情報

保険者		保険種別	
記号番号		付加給付	
被保険者名		続柄	
保険取得年月日			
保険喪失年月日			
保険履歴情報			
保険者番号	保険者名	記号番号	取得年月日
			喪失年月日

保護者情報

個人番号		世帯番号		世帯識別	
カナ氏名				生年月日	
氏名				性別	

住所		
続柄		

母子父子情報						
親子区分		親	福祉管理番号		認定制度	
			個人番号		氏名	

口座情報					
金融機関		支店			
口座種別		口座番号		口座名義人	

備考情報
------

(大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第4条 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則(平成8年規則第49号)を次のように改正する。

第3条中「医療費受給資格証交付申請書」を「心身障害者医療費受給資格証交付申請書」に、「若しくは」を「若しくは」に改める。

第8条第1項中「医療費受給資格等異動届出書」を「受給資格等異動届出書」に改める。

様式第1号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第8条関係)

心身障害者医療費受給資格証交付申請書 受給資格等異動届出書

対象者	フリガナ	住所
	氏名	
	男・女	
	生年月日	
配偶者	氏名	住所
①扶養義務者	氏名	住所
	対象者との続柄	

所得状況		対象者	配偶者	扶養義務者
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人	人	人
	〔うち㊦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族〕	(うち㊦)人	(うち㊦)人	(うち㊦)人
	㊧特定扶養親族	(うち㊧)人	(うち㊧)人	(うち㊧)人
③ 所得額		円	円	円
④ 控除内訳	雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	障害者控除	円	円	円
	扶養親族の合計数	人	人	人
	特別障害者控除	※ 円	※ 円	※ 円
	寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別本人の状態にかかる控除	障特寡婦 寡勤 円	障特老勤 円	障特老 寡勤 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	

※ 控 除 後 の 所 得 額		円	円	円		
加入 医療 保険	被保険者氏名		対象者との 続柄		住所	
	⑤保険種別	国(市・村・区・町) 船・共 健(政・組・日)	本人 家族	被保険者証の記 号番号		
	保険者番号 及び名称					
⑥交付申請事由		1 障がい手帳取得 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため		4 その他( ) (交付事由発生日)		
※ 審 査		認定・却下				
上記のとおり届出します。 異動事由(資格取得・保険変更・住所変更・証再交付・資格喪失( )・その他( )) 年 月 日 申請者 住所 大和高田市長 様 氏名 印						
障がい手帳判定( )級 番号( ) 交付日( ) 手帳コピー添付 申請に当たり、受給者及び扶養義務者の所得、健康保険の情報を当局に照会することに同意します。 様式第6号(第6条関係)						
届出日 年 月 日 申請者氏名 印						
福祉医療費受給資格証更新申請書 福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。</li> <li>・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。</li> <li>・療養の給付に係る一部負担金について、高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容</li> </ul>						
(ア) 被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。 (イ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。 (ウ) 上記について、医療機関等が市長に提出すること。						
記						
変更(有・無)						
① 現届 出保 険	受給者名					
	被保険者名					
	記号・番号					
	保険者名			コード		
変更(有・無)						
② 現届 出口 座	金融機関名					
	支店名			口座番号		
	口座名義人					
①、②の内容と変更がある場合は③、④に記入してください。 ※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入をお願いします。						

③ 加入 保険	被保険者名	
	記号・番号	
	保険加入日	年 月 日加入
	保険者名	
	保険者番号	

④ 振込 口座	金融機関名		コード				
	支店名		コード				
	科目		口座番号				
	口座名義人	(フリガナ)					

(ゆうちょ銀行への振込は振込専用番号を記入してください。)  
様式第7号(第8条の2関係)

様 第 号  
年 月 日

受給資格登録停止通知書

大和高田市長 印

現在認定され受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別	心身障害者医療		
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

様式第9号(第9条関係)  
心身障害者医療受給者台帳

障	年齢		福祉管理番号		
受給者番号	個人番号		世帯番号		世帯識別
異動年月日	カナ氏名				生年月日
異動事由	氏名				性別
異動理由	住所				
届出年月日	電話番号		管轄		大和高田市

交付情報			
申請制度		有効期間	
認定制度		通院有効期間	
資格情報			
申請年月日		申請事由	
取得年月日		取得理由	
却下年月日		却下理由	
喪失年月日		喪失事由	
		喪失理由	

資格履歴情報						
受給者番号	状態	制度	有効期間自	有効期間至	通院 有効期間自	通院 有効期間至
保険情報						
保険者				保険種別		
記号番号			付加給付			保険取得年月日
被保険者名			続柄			保険喪失年月日
保険履歴情報						
保険者番号	保険者名	記号番号		取得年月日	喪失年月日	
保護者情報						
個人番号			世帯番号			世帯識別
カナ氏名					生年月日	
氏名					性別	
住所						
続柄						
手帳情報						
手帳区分			等級			障害名
手帳発行者			手帳番号			
手帳有効期限			個人番号			
口座情報						
金融機関				支店		
口座種別			口座番号	口座名義人		
備考情報						
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。 (大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則様式第1号又は様式第6号の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則様式第1号又は様式第6号の規定によりなされた申請又は届出とみなす。 (大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に関する経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第6号又は様式第7号の規定によりなされた申請、届出又は通知は、改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第6号又は様式第7号の規定によりなされた申請、届出又は通知とみなす。 (大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則に関する経過措置)</p> <p>4 この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第6号又は様式第7号の規定によりなされた申請、届出又は通知は、改正後の大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第6号又は様式第7号の規定によりなされた申請、届出又は通知とみなす。</p>						

**訓 令****訓令第16号**

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年10月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立保育所・こども園給食調理業務(高田こども園・土庫こども園・天満保育所・磐園保育所)を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 大和高田市保育協議会理事
- (3) 大和高田市保育所長会議代表
- (4) 大和高田市保育給食会議代表
- (5) 企画政策部長
- (6) 財務部長
- (7) 福祉部長
- (8) 児童福祉課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部保育課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年10月15日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 訓令第17号

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成25年10月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務(ニーズ調査・集計・事業計画策定・製本)を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定を公募型のプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要項及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 教育委員会事務局長
- (5) 福祉部長
- (6) 企画法制課長
- (7) 人事課長

## (8) 産業振興課長

- 2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

## (中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

## (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部保育課において処理する。

## (委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年10月15日から施行する。

## (招集の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

**告 示****告示第102号**

平成25年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成25年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度大和高田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,658千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ21,997,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		3,896,088	84,589	3,980,677
	1. 国庫負担金	3,689,971	13,389	3,703,360
	2. 国庫補助金	183,097	71,200	254,297
14. 県支出金		1,379,342	177,369	1,556,711
	2. 県補助金	335,948	177,369	513,317
17. 繰入金		44,001	1,000	45,001
	1. 基金繰入金	44,001	1,000	45,001
19. 市債		1,221,900	△7,300	1,214,600
	1. 市債	1,221,900	△7,300	1,214,600
補正されなかった科目に係る額		15,200,869	0	15,200,869
歳入合計		21,742,200	255,658	21,997,858

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	修正前の額	修正額	計
2. 総務費		2,190,648	△3,102	2,187,546
	1. 総務管理費	1,715,725	△4,073	1,711,652
	3. 戸籍住民基本台帳費	86,726	971	87,697
3. 民生費		9,776,314	172,940	9,949,254
	1. 社会福祉費	3,969,072	170,192	4,139,264
	2. 児童福祉費	2,987,036	2,748	2,989,784
4. 衛生費		2,603,913	41,000	2,644,913
	1. 保健衛生費	964,997	41,000	1,005,997
6. 農林水産業費		91,015	3,860	94,875
	1. 農業費	91,015	3,860	94,875
8. 土木費		1,277,015	42,648	1,319,663
	1. 土木管理費	109,179	△1,697	107,482
	2. 道路橋りょう費	101,398	20,000	121,398
	3. 都市計画費	924,021	24,345	948,366
10. 教育費		1,893,373	△1,688	1,891,685
	1. 教育総務費	321,515	3,692	325,207
	3. 中学校費	140,273	△6,628	133,645
	5. 幼稚園費	239,180	△569	238,611
	7. 保健体育費	238,067	1,817	239,904
	修正されなかった科目に係る額	3,909,922	0	3,909,922
歳出合計		21,742,209	255,658	21,997,858

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
保育所・こども園給食調理業務委託料(4ヶ所)	平成28年度末まで	117,000
小学校・幼稚園給食調理業務委託料(1ヶ所)	平成28年7月まで	32,400

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本郷大中線街路事業	千円 12,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 22,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所耐震補強事業	千円 1,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 —	(借入方法) —	% —	政府資金に —
中学校耐震補強事業	15,000	〃	〃	〃	—	—	—	—
幼稚園耐震補強事業	1,100	〃	〃	〃	—	—	—	—

2 平成25年度大和高田市国民健康保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,675,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5. 前期高齢者交付金		1,938,024	430	1,938,454
	1. 前期高齢者交付金	1,938,024	430	1,938,454
補正されなかった科目に係る額		6,737,176	0	6,737,176
歳入合計		8,675,200	430	8,675,630

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4. 前期高齢者納付金等		674	430	1,104
	1. 前期高齢者納付金等	674	430	1,104
補正されなかった科目に係る額		8,674,526	0	8,674,526
歳出合計		8,675,200	430	8,675,630

3 平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,990,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8.繰越金		0	145,856	145,856
	1.繰越金	0	145,856	145,856
補正されなかった科目に係る額		4,844,600	0	4,844,600
歳入合計		4,844,600	145,856	4,990,456

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.基金積立金		10,661	100,622	111,283
	1.基金積立金	10,661	100,622	111,283
6.諸支出金		1,490	45,234	46,724
	1.償還金及び還付加算金	1,490	45,234	46,724
補正されなかった科目に係る額		4,832,449	0	4,832,449
歳出合計		4,844,600	145,856	4,990,456

4 平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ634,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月9日提出

大和高田市長 吉田誠克

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5.繰越金		0	1,141	1,141
	1.繰越金	0	1,141	1,141
補正されなかった科目に係る額		633,600	0	633,600
歳入合計		633,600	1,141	634,741

(歳出)		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合負担金		582,649	1,141	583,790
	1.後期高齢者医療広域連合負担金	582,649	1,141	583,790
補正されなかった科目に係る額		50,951	0	50,951
歳出合計		633,600	1,141	634,741

5 平成25年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成25年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業	(既決業務の予定額)	(補正業務の予定額)	(計)
イ.配水管布設、布設替及び球状工事	352,450千円	3,157千円	355,607千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,727,829千円	△3,164千円	1,724,665千円
第2項 営業外費用	77,191千円	△3,164千円	74,027千円

第4条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「456,889千円」を「456,951千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「13,795千円」を「16,959千円」に、建設改良積立金「174,207千円」を「187,800千円」に、経営安定化積立金「16,795千円」を「0千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	154,611千円	3,195千円	157,806千円
第2項 負担金	104,511千円	3,195千円	107,806千円

6 平成25年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成25年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
設備新設費	16,980千円	△389千円	16,591千円
固定資産購入費	60,159千円	1,050千円	61,209千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	病院事業収益	7,150,962千円	900千円	7,151,862千円
第1項	医療収益	6,779,830千円	900千円	6,780,730千円
支出				
第1款	病院事業費用	6,905,631千円	△6,194千円	6,899,437千円
第1項	医療費用	6,579,193千円	△17,020千円	6,553,173千円
第2項	附帯事業費用	91,958千円	△1,010千円	90,948千円
第3項	医療外費用	232,479千円	11,836千円	244,315千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「179,418千円は、当年度分損益勘定留保資金」を「139,079千円は過年度分損益勘定留保資金135,375千円、当年度分消費税資本的収支調整額3,704千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	資本的収入	218,224千円	41,000千円	259,224千円
第3項	負担金	159,320千円	41,000千円	200,320千円

**告示第105号**

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

(大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,500円」を「5,600円」に、「700円」を「710円」に改める。

(大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,500円」を「5,600円」に、「700円」を「710円」に改める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

### 告示第108号

滞納法人は、平成19年1月29日に当市が、課税原因である不動産を差押えしており、交付要求書を作成したが、閉鎖事項全部証明書により、本店所在地においては、閉鎖されており、代表者も居ず、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 送達を受けるべき義務者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第109号

滞納法人は、平成19年1月29日に当市が、課税原因である不動産を差押えしており、交付要求書を作成したが、閉鎖事項全部証明書により、本店所在地においては、閉鎖されており、代表者も居ず、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 送達を受けるべき義務者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第110号

滞納法人は、平成19年1月29日に当市が、課税原因である不動産を差押えしており、交付要求書を作成したが、閉鎖事項全部証明書により、本店所在地においては、閉鎖されており、代表者も居ず、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年10月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 送達を受けるべき義務者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第111号**

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成25年10月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	47	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
2	日本維新の会	はり札	7	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
3	幸福実現党	はり札	4	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
4	自由民主党	はり札	3	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
5	民主党	はり札	2	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
6	理創住販 有限会社	はり札	2	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場
7	自由民主党	立て看板	1	市内	10/18	10/18	市役所西駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

**告示第112号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年10月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 処分の根拠  
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所
- 3 処分年月日  
平成26年2月2日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成25年7月3日、同月9日、同月10日、同月18日、同月25日、同月28日、同月29日

**告示第113号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年10月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成25年10月24日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

**告示第114号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年10月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成25年10月24日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

**告示第115号**

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、平成25年10月30日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日  
平成25年11月12日
- 2 供用及び処理を開始する区域  
高田川第4処理分区 礪野北町・大中  
高田川第5処理分区 北片塩町・春日町2丁目  
高田川第6処理分区 蔵之宮・田井新町・大東町  
高田川第7処理分区 池田・大谷・築山・日之出東本町・土庫2丁目
- 3 供用を開始する排水施設の区域  
大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 終末処理場  
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

**告示第116号**

平成25年度固定資産税・都市計画税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が

あればいつでも交付します。

平成25年10月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年10月24日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第117号

平成25年度固定資産税・都市計画税第3期分が、口座振替できなかった為、納付書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年10月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年10月18日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第118号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年10月1日、同月7日、同月10日、同月16日、同月16日、同月20日、同月23日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年5月1日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第119号**

平成25年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知書の発送年月日 平成25年7月9日

2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第120号**

平成25年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. この納入通知書の発送年月日 平成25年7月9日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成25年7月31日 平成24年9月2日 平成24年9月30日

変更後 平成25年12月2日 平成25年12月2日 平成25年12月2日

変更前 平成25年10月31日

変更後 平成25年12月2日

3. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**公 告**

**公告第102号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅(磯野)3号棟給水設備改修工事
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月12日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月17日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月21日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月21日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年10月25日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平</p>

証金	成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥6,790,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第103号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月11日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	給配水管移設替工事(DG01)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式に

	<p>については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月17日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月21日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月21日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年10月25日（金）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥1,900,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

**公告第104号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事（12）・給配水管移設工事（G12）
2 工事場所	大和高田市築山地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年2月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。

	<p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。                  (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。                  (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。                  (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。                  (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。                  (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。                  (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。                  (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。                  (4) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。                  (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1                  大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月17日(木)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。                  (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1                  大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAX</p>

書(仕様書)についての質疑応答	Xで、次のとおり行います。 (1)受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月21日(月)まで (2)受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4)回答期限 平成25年10月21日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1)期限 平成25年10月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1)日時 平成25年10月25日(金)午前10時 (2)場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室 (3)開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2)公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥15,530,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第105号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝田井新町地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)
2 工事場所	大和高田市田井新町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年2月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理</p>

	室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月17日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月11日(金)から平成25年10月21日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月21日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年10月25日(金)午前10時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥11,980,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

**公告第106号**

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成25年10月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 目的

大和高田市立保育所・こども園の給食は、6保育所及び2こども園で自園方式により実施しています。このうち、2保育所及び2こども園では給食調理業務の民間委託を実施してきましたが、平成26年3月をもって委託期間が満了します。つきましては、引き続き、給食調理業務の委託を行うにあたり、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会」により審査を行ったうえで、保育所・こども園給食の意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行います。

2 業務の概要

(1) 事業名

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務委託

(2) 履行施設

高田こども園	.....	平日220食/日	土曜30食/日	ウエット運用
土庫こども園	.....	平日184食/日	土曜25食/日	ウエット運用
天満保育所	.....	平日 93食/日	土曜12食/日	ウエット運用
磐園保育所	.....	平日 94食/日	土曜15食/日	ウエット運用

(3) 委託の内容

「保育所・こども園給食調理業務仕様書」（別添1）のとおり。

「高田こども園及び土庫こども園給食調理業務」

「天満保育所及び磐園保育所給食調理業務」

以上の2業務において選定を行うが、応募については、2業務のうち、どちらか希望する1

業務のみの応募とする。

(4) 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 委託料の上限額（3カ年度分合計）

(1) 高田子ども園及び土庫子ども園の給食調理業務を一括した金額

¥70,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の委託限度額 平成26年度（4月～3月）¥23,400,000円

平成27年度（4月～3月）¥23,600,000円

平成28年度（4月～3月）¥23,800,000円

(2) 天満保育所及び磐園保育所の給食調理業務を一括した金額

¥46,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の委託限度額 平成26年度（4月～3月）¥15,200,000円

平成27年度（4月～3月）¥15,400,000円

平成28年度（4月～3月）¥15,600,000円

5 選考

(1) 選定方法

事業者の選考にあたっては、大和高田市立保育所・子ども園給食調理業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を決定します。その後、優先交渉権者等の優先順位に従い、保育所・子ども園給食調理業務仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により確定して当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

(2) 審査方法

ア 第1次審査として、提出された提案書を、下記の評価基準に基づいて選定委員会が評価・採点することにより、第2次審査でヒアリングを行う上位3社以内の事業者を選定します。

イ 第2次審査として、第1次審査で選定された事業者を対象に選定委員会においてヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区分	評価項目	配点
①経営基盤等	ア 事業者概要	30点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア 保育所・子ども園給食についての基本的な考え方	20点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	40点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	
④経費の削減努力	ア 見積金額	60点

⑤総合評価(ヒアリングを含む)	50点
合 計	200点

※選定委員会の委員1名当たりの配点です。

6 参加資格要件

- (1) 平成25年度の大和高田市物品指名登録業者であり、かつ、取扱品目を「給食業務」としているものとする。
- (2) 本市が示す「保育所・こども園給食調理業務仕様書」(別添1)の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 保育所・こども園(原則として公立)の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。(基準日 平成25年10月16日)
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省作成)」、「学校給食衛生管理基準(文部科学省制定)」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく保育所・こども園給食業務が可能であり、保育所・こども園ごとに調理師の資格を有する調理員の配置が可能であること。
- (5) 過去3年間(平成22年10月17日～平成25年10月16日)に、保育所・こども園給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 保育所・こども園給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 契約時に、市が認める保育所・こども園給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (11) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

7 選定スケジュール

実施要項の公表・配布	平成25年10月16日(水)
説明会(現地見学を含む。)	平成25年10月24日(木)
質問の受付	平成25年10月28日(月)
質問の回答	平成25年10月29日(火)
参加申請書及び提案書の受付期間	平成25年10月30日(水)～11月1日(金)
第1次審査(書類審査)による結果通知	平成25年11月12日(火)
第2次審査(ヒアリング)	平成25年11月21日(木)
優先交渉権者の決定	平成25年12月上旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	平成25年12月上旬
契約締結	平成25年12月中旬
業務開始	平成26年4月1日(火)

※日程については変更となる場合があります。

8 実施要項等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：平成25年10月16日(水)
- (2) 配布書類
  - ・大和高田市立保育所・こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要項(本文書)
  - ・説明会参加申込書(様式第1号)
  - ・参加申請書(様式第2号)
  - ・誓約書(様式第3号)
  - ・提案書(様式第4号)
  - ・保育所・こども園給食調理業務仕様書(別添1)
- (3) 配布方法：配布書類は、大和高田市ホームページからダウンロードしてください。

## 9 説明会

※ 応募予定の事業者は、上記の配布書類を持参のうえ、出席してください。

- (1) 日 時：平成25年10月24日(木) 午後1時
- (2) 場 所：大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階合同委員会室
- (3) 申込方法：FAXにより「説明会参加申込書」(様式第1号)を平成25年10月22日(火) 午後5時までに提出して下さい。
- (4) 現地見学：説明会終了後(希望される事業者のみ)  
高田こども園及び土庫こども園・天満保育所及び磐園保育所  
※参加人数は1事業者につき3名以内とします。  
現地への移動は、参加各社の車輛でお願いします。  
現地見学時は、上履きをご持参ください。

## 10 質問の受付及び回答

- (1) この事業者の選定に関する質問の受付期間
  - ア 平成25年10月28日(月)の午後5時まで
  - イ 質問内容を簡潔にまとめて、FAXにて福祉部保育課(担当：森村)までお送りください。(質問書の様式は任意です。FAXのみの受付とします。)  
(FAX 0745-23-0415)
- (2) 回答  
説明会へ出席された全ての事業者へ、全質問をまとめた内容及びそれに対する回答を平成25年10月29日(火)にFAX送信します。

## 11 応募申込み

このプロポーザルに応募するものは、以下の書類を提出して下さい。

- (1) 受付期間：平成25年10月30日(水)から同年11月1日(金)まで
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所：大和高田市福祉部 保育課(直接持参してください。)
- (4) 提出書類：下記のとおり
  - ※様式のないものは、任意様式で結構です。
  - ※書類に不備がある場合は、失格とします。
  - ア 参加申請書(様式第2号)
  - イ 誓約書(様式第3号)
  - ウ 提案書(様式第4号)  
正本1部、副本(コピー可)11部
  - エ 直近2か年の貸借対照表 1部
  - オ 直近2か年の損益計算書 1部
  - カ 会社案内等のパンフレット 12部

## 1.2 第1次審査(書類審査)の結果通知

第1次審査の結果は、平成25年11月12日(火)に電話又はFAX、電子メール配信等で通知します。

## 1.3 第2次審査(ヒアリング)の実施

- (1) 実施日:平成25年11月21日(木) 午前9時(予定)
- (2) 実施場所:大和高田市役所4階 委員会室(予定)
- (3) 提案時間:20分以内(質疑応答の時間は含みません。)
- (4) 説明者:3名以内
- (5) 準備物:プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、事業者側で準備してください。  
(スクリーンは市が準備します。)

## 1.4 契約の締結

## (1) 優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者(以下「次順位者」という。)の順位を確定します。

イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。(様式第5・6号)

ウ イの通知(様式第5号)を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」(様式第7号)を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

## (2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた大和高田市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書(提案書を含む。)の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する保育課の担当職員が行います。

## (3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、保育課の担当職員から別途ご案内します。

- ① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

## (4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、保育課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、保育課において行います。

## 1.5 留意事項

## (1) 次に掲げる場合は、提案書の記載内容に問わず失格とします。

ア 提案書を提出期限までに提出しなかった場合

イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合

ウ 提案の記載内容に虚偽がある場合

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

## (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

## (3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

## (4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

- (5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。
- (7) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面(様式は任意です。)で提出してください。
- 市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

### 公告第107号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年10月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

### 公告第108号

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成25年10月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

#### 1 目的

この要項は、大和高田市が子ども・子育て支援法第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、ニーズ調査や子ども・子育て会議の運営支援等、計画策定までの事業等に対し必要な支援等を実施する事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名：大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務
- (2) 業務内容：別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期限：契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (4) 委託費の上限額(いずれも消費税及び地方消費税を含む。)
  - ・平成25年度業務2,000,000円
  - ・平成26年度業務2,000,000円

※この金額は見積り合わせの時の予定価格となるものではない。

#### 3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本市では、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、幼児教育・保育・子育て支援のあり方を検討し、その質及び量の充実に図るとともに、総合的な子ども・子育て支援施策の方向性を定めた「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、計画策定にあたって、市の子ども・子育て支援におけるニーズを把握し、計画に必要な量の見込み等を的確に行なうことが求められる。したがって業務の遂行にあたっては、企画力、専門性及びこれまで同様な業務に携わった十分な実績を有する業者を選定することが重要であることから、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

#### 4 参加資格

プロポーザルへ参加するためには、次の全ての要件を満たしていることを要する。

- (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録があり、かつ取扱品目が「検査・分析・調査業務」として登録されていること。
- (2) 過去に市町村における次世代育成支援対策推進法に基づく計画及び子育て・保育・教育

関係の行政計画に関する業務の実績を有すること。

- (3) 本業務の公募に際し、相互に資本関係又は人的関係のある者が同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

5 スケジュール

内 容	期 間 等
募集開始	平成25年10月17日(木)
参加表明書・質問書等の提出期限	平成25年10月22日(火)午後5時まで
参加資格決定通知	平成25年10月23日(水)午後5時まで
質問書の回答	平成25年10月25日(金)午後5時まで
企画提案書等提出期限	平成25年10月30日(水)午後5時まで
1次審査、審査結果通知	平成25年11月5日(火)
2次審査(プレゼンテーション)	平成25年11月12日(火)
2次審査結果通知	平成25年11月20日(水)
契約締結	平成25年11月29日(金)

6 プロポーザル実施要項の公表及び配布について

【公表の方法】大和高田市ホームページ

【公表日】平成25年10月17日(木)

【配布方法】大和高田市ホームページからのダウンロード

7 参加表明書提出・参加資格決定通知について

(1) 参加表明書等の提出について

【提出期限】平成25年10月22日(火)午後5時必着

【提出先】〒635-8511

奈良県大和高田市大中100-1

大和高田市役所保育課

TEL 0745-22-1101(内線565)

【提出方法】持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留に限る)

【提出物】 公募型プロポーザル参加表明書(様式1) 1部  
 事業者(会社)概要(任意様式) 1部  
 業務受託実績報告書(様式2) 1部  
 質問書(様式3) 1部

(2) 参加資格決定通知の送付

提出された参加表明書及び、事業者(会社)概要、業務実績報告について審査を行い、企画提案依頼事業者として参加資格決定した者には参加資格決定通知をメール又はFAXにて送付

する。

【結果通知】平成25年10月23日(水)午後5時まで(予定)

## 8 質問に対する回答

【質問方法】質問は(様式3)にて質問すること。

【受付期限】平成25年10月22日(火)午後5時まで(締切)

【回答日】平成25年10月25日(火)予定

【回答方法】提出された全ての質問は、参加資格決定者全員に質問者を伏して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答書を送付する。なお、参加資格決定者とならなかった者の質問については、回答をしない。また、参加資格決定者に対し送付する回答書にも記載しない。

## 9 企画提案書(様式5)の提出について

【提出期限】平成25年10月30日(水)午後5時必着

【提出先】〒635-8511

奈良県大和高田市大中100-1

大和高田市役所保育課

TEL 0745-22-1101(内線565)

【提出方法】持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留に限る。)

【提出物】

### ①企画提案書(様式5)15部

※企画提案書の作成及び留意事項

別紙「大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」を参照のこと。

#### 1. 企画提案書の規格

A4判、20頁程度とし、ホチキス等で左綴じにすること。

(A3判による折り込み頁の挿入は可とする。)

#### 2. 企画提案書の構成(以下の内容について、明瞭に記載すること。)

ア. 計画策定の基本的な考え方

イ. 計画策定にあたってのポイント

ウ. 仕様書内容の順序に沿った企画提案内容について

(平成25年度業務と、平成26年度業務を区分すること。)

エ. 業務推進体制(様式7)15部

オ. 作業工程スケジュール表(様式6)15部

### ②配置予定者経歴書(様式8)15部

(統括責任者、担当者それぞれの経歴、調査・策定の経験等)

### ③業務受託実績表(様式2)15部

・次世代育成支援・子育て関連の行政計画及び関連計画実績(10件程度)

・平成20年度から今年度までの計画策定受託業務、各種アンケート調査受託実績、企画提案(プロポーザル)受託実績について記入してください。

※計画策定業務には、行政計画(総合計画等)、都市計画(都市計画・マスタープラン等)、福祉計画(地域福祉計画、次世代育成支援計画、介護事業計画等)、防災計画等の業務等が該当します。

### ④計画見本 各1部

他自治体で策定済の次世代育成支援・子育て関連の行政計画及び概要版

### ⑤見積書(任意様式) 15部(1部原本、残りはコピーで可)

見積書は、平成25年度業務と平成26年度業務に分けて作成し、業務内容及び人件費等の積算内容を明記すること。

**【その他】**

- ・本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・提出期限以降の書類の差し替え、修正は一切認めない。
- ・提出書類の著作権は参加者に帰属することとする。但し、大和高田市が本件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、大和高田市情報公開条例に基づき、提出書類を情報公開請求者へ公開することがある。

**10 一次審査及び二次審査****(1) 一次審査**

参加資格を満たす者が5者以上ある時は、提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位4者を二次審査の対象とします。

**【結果通知】**

一次審査の選定結果は、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。11月5日(火)

**(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)**

一次審査を通過した上位4者に対して、二次審査(プレゼンテーション審査)を実施する。

**【実施予定日】**平成25年11月12日(火) 予定

**【会場】**大和高田市役所 4階 合同委員会室

**【プレゼンテーション及び質疑応答】**

- ・選定委員会を開催し、企画提案依頼事業者のプレゼンテーションを審査する。
- ・企画提案依頼事業者に割り当てたプレゼンテーションの実施予定時刻にプレゼンテーションが行われない場合は、当該事業者を審査対象から除外する。
- ・企画提案依頼事業者の出席者は1事業者3名以内とし、統括責任者は出席することとする。なお、出席者は名札を着用すること。
- ・プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり20分以内とする。
- ・プレゼンテーション実施後、選定委員会による約10分の質疑応答を行う。
- ・プロジェクター、スクリーン、電源コードリールは、大和高田市が用意する。なお、その他必要な機器は企画提案依頼事業者において用意するものとする。

**【審査方法】**

- ・選定委員会は企画提案依頼業者から提出された業務実績に係る資料、企画提案書等及び企画提案に関するプレゼンテーション等の内容を審査する。
- ・選定委員会の委員は、「審査基準」に基づき採点を行い、その点数の合計を評価点とし、最も評価点の高い事業者を、受託候補事業者として選定し、次点者を準受託候補者として選定する。なお、審査時点において、本プロポーザルへ参加した事業者が1社のときで、当該事業者の評価点が予め選定委員会で定めた「企画提案依頼事業者が1社の場合の基準点」を下回る場合は、受託候補事業者として選定しない。
- ・最も評価点の高い事業者が複数あるときは、参考見積書の額を勘案し、選定委員会で協議し選定する。参考見積書の額が同額である場合には、改めて参考見積書を徴し、安価である事業者を受託候補事業者として選定する。

**【審査基準】****①理解力(10点)**

- ・国の基本指針及び関係法令を理解し、現行の大和高田市の子ども・子育て支援事業(大和高田市次世代育成支援行動計画)を分析し、課題を適切に捉え、新制度に係る事業等のニーズの把握ができるか。

- ・ 仕様書の内容を十分理解しているか。

②企画・提案力(20点)

- ・ ニーズ調査に関し、国の調査票案に含まれない本市が必要となる独自の調査項目の提案がなされているか。
- ・ 子ども・子育て支援推進会議の運営支援は十分か。
- ・ 計画策定の基本的な考え方と、重点施策の提案がなされているか。
- ・ 本市の認定こども園開設に向けた提案がなされているか。
- ・ 今後の課題の解決に繋がる適切な提案がなされているか。

③業務の実績(10点)

- ・ 過去の子ども・子育て関連の計画策定(改定・修正)業務等の請負実績は十分存在するか。

④作業工程(10点)

- ・ 作業工程は合理的で、現実的なものか。

⑤業務実施体制(20点)

- ・ 管理技術者及び担当技術者について、本業務実施にあたり知識及び経験を有する者が十分配置される見込みがあるか。
- ・ 業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。

⑥表現力(10点)

- ・ 事業者の提案(プレゼンテーション及び質疑応答)が明快で分かりやすく表現されているか。
- ・ 積極的な取り組み姿勢が示されているか。

⑦費用の合理性(20点)

- ・ 見積書の内容が提案内容に照らして妥当性を感じられるか。

【失格要件】本プロポーザル参加者が、次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ・ 提出期限までに必要書類等の提出が無かったとき。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・ 上述した失格要件の他、提案にあたり著しく信義に反する行為等が存在し、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1.1 結果通知の送付について

審査の結果については、企画提案依頼事業者に対し、平成25年11月20日(水)以降に通知するものとする。なお、当該審査に関する異議は、一切応じない。

1.2 契約の締結について

受託候補事業者として選定された事業者は、速やかに随意契約を締結することとする。

1.3 問い合わせ先

〒635-8511

奈良県大和高田市大中100-1

大和高田市役所保育課

TEL 0745-22-1101(内線565)

FAX 0745-23-0415

電子メール：[kodomo@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:kodomo@city.yamatotakada.nara.jp)

公告第109号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成25年10月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市営斎場葬祭場改修修理
2 工事場所	大和高田市材木町地内
3 工事期間	平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月18日(金)から平成25年10月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</p>

	及び入札通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年10月18日(金)から平成25年10月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年10月18日(金)から平成25年10月25日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年10月25日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年10月31日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月1日(金)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保	免除します。

証金	
17 最低制限基準比較価格	¥1,460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第110号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(昭和町第2工区)
2 工事場所	大和高田市昭和町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード)

	<p>ド可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年10月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月30日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年10月25日(金)から平成25年10月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年11月1日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年11月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す</p>

	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月8日（金）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥9,320,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

**公告第111号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事（吉井第4工区）
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること

	<p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年10月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月30日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年10月25日(金)から平成25年10月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)</p>

質疑応答	まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年11月1日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年11月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月8日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥8,600,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第112号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	無停電電源装置取替工事
2 工事場所	大和高田市野口・吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における電気工事の総合評定値が1000点以上であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(2)の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しと、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年11月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</p>

	を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月8日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年11月11日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年11月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月15日(金)午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥17,080,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第113号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西配水場高圧気中開閉器取替工事
2 工事場所	大和高田市野口地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であること。 (2) 奈良県内に本店又は営業所を有する者であること。(営業所とは本社から契約等の権限を受任し、本市と直接契約等を行える事業所とする。) (3) 平成15年4月1日以降において、官公庁の発注で高圧電気設備の工事又は改修等を元請けで施工実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(3)の要件を満たすことを証するものとして実績書を提出してください。実績書には平成15年4月1日以降の履行工事の工事名、

	<p>契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記するとともに、当該契約書の写しを添付してください。また、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年11月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月8日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年11月11日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年11月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す</p>

	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月15日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥2,670,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

**公告第114号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年10月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行期間	契約締結日から平成26年3月28日まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタン

	<p>ト等)に登録している者であること。</p> <p>(5)平成20年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(6)大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1)申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2)必要書類として、4(5)の要件を満たすことを証するもの(該当調査業務等に係る契約書等)の写しと4(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4)受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6)提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1)郵送日 平成25年11月5日(火)</p> <p>(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1)受付期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月8日(金)まで</p> <p>(2)受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4)回答期限 平成25年11月11日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1)期限 平成25年11月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの</p>

	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月15日(金) 午前11時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
14 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第115号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	浮孔保育所屋根塗装工事
2 工事場所	大和高田市西三倉堂一丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続

	<p>開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月6日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年11月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月6日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月8日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年11月8日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年11月14日(木)。入札執行日の前日であるため、</p>

法	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年11月15日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.7 最低制限基準比較価格	¥3,730,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第116号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	みどり保育所屋根塗装工事
2 工事場所	大和高田市曙町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月6日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年11月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月6日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年11月1日(金)から平成25年11月8日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年11月8日(金)午後5時まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年11月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年11月15日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,430,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
--------	---

**公告第117号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-85

**公告第118号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成25年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-88

**教育委員会**

**教育委員会訓令第3号**

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年10月16日

大和高田市教育委員会  
委員長 吉村 博一

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立学校給食調理業務(浮孔西小学校及び浮孔西幼稚園)を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育長

- (2) 浮孔西小学校長
- (3) 浮孔西幼稚園長
- (4) 小学校栄養教諭
- (5) 浮孔西小学校PTA代表
- (6) 企画政策部長
- (7) 財務部長
- (8) 教育委員会事務局長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の会議の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員会の会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年10月11日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第38号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年10月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年10月15日(火)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

**選挙管理委員会告示第39号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年11月1日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年11月12日(火)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 在外選挙人証の再交付について  
第3号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第12号**

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年10月28日

大和高田市農業委員会  
会長 高井信安

- 日時 平成25年11月8日(金)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
第2号 農地法第4条規定による申請の件  
第3号 農地法第5条規定による申請の件  
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第5号 農用地区画の変更について  
第6号 その他

**公営企業**

**水道事業告示第7号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成25年11月1日

大和高田市水道事業管理者  
大和高田市長 吉田誠克

業者名	代表者名	所在地
山下設備	山下和夫	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号